

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、産業社会の発展に貢献する「研究開発主導型モノづくり企業」としての社会的責任を自覚し、社業の発展と企業価値の向上を図ることが経営の最重要課題であると位置付け、日々激変する経営環境下においても内部統制の充実強化を図り、コンプライアンスを重視した経営を貫くとともに、企業情報の適時開示を行うことによりステークホルダーへの説明責任を果たし、経営の健全性と透明性を常に確保できる経営体制の構築を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2】

当社は、外国人株主比率や機関投資家比率が低いことから、議決権の電子行使を可能にする環境作りおよび招集通知の英訳を行っておりません。

【原則1-3】

当社は、資本政策の基本的な方針を定めておりません。株主還元を重要な経営課題と位置づけ、業績に応じて安定的な配当を継続して行うとともに内部留保資金は、事業のさらなる拡大・発展を図るため、新規事業の創出、新製品・新技術の開発、生産・研究開発用設備等に充当することを基本方針としております。配当政策は、業績に応じた利益還元を基本とし、配当性向の目安として当面は30%を念頭に置き、財務体質の改善及び安定配当を継続することにより、資本効率の最適化に努めてまいります。

【補充原則3-1】

当社は、外国人株主比率が低いため、開示資料の英訳を行っておりません。

【補充原則4-1】

当社は、中期経営計画の開示を行っておりません。製品構成の変化や新規事業の進捗状況を踏まえ、具体的な中期経営計画の策定及び適切な開示すべき方法等、今後の経営課題と認識し、対応を検討してまいります。

【補充原則4-1】

当社は、最高経営責任者等の後継者計画について具体的な監督を行っておりません。当社の取締役会は、取締役5名(うち、社外取締役1名)で構成しており、経営上の課題は、取締役会及び経営会議で議論を行い、重点課題を共有しております。現時点において、具体的な後継者計画はありませんが、変化する経営環境や後継者の人格や見識等を踏まえ取締役会で十分に議論するとともに、必要に応じて後継者計画の立案を検討してまいります。

【原則4-2】

業績連動や自社株報酬など健全なインセンティブが機能する仕組みは、会社の財政状態及び経営状況を総合的に判断し、検討してまいります。

【補充原則4-2】

業績連動や自社株報酬など健全なインセンティブが機能する仕組みは、会社の財政状態及び経営状況を総合的に判断し、検討してまいります。

【原則4-6】

当社の取締役は、必要最小限の5名(うち、社外取締役1名)で構成しており、会社規模の拡大、社外取締役の複数選任などを踏まえ、業務執行と一定の距離を置く取締役の活用を検討してまいります。

【原則4-8】

当社は、社外取締役を1名選任しております。社外取締役の人数は、会社規模及び取締役会の構成などを総合的に勘案し、検討してまいります。

【補充原則4-8】

当社は、社外取締役を1名選任しております。複数の社外取締役の選任を行った場合は、独立した客観的な立場で情報交換・認識共有できる体制を構築してまいります。

【補充原則4-8】

当社は、社外取締役を1名選任しております。複数の社外取締役の選任を行った場合は、独立した客観的な立場で情報交換・認識共有できる体制を構築してまいります。

【原則4-9】

当社は、取引所が定める独立性基準を踏まえ、財務会計に関する知見、企業経営に関する知識、豊富な実務経験、その他専門的な保有資格等を考慮し、社外取締役の選任を行ってまいります。

【補充原則4-10】

当社の取締役会は、必要最小限の人員構成として取締役5名(うち、社外取締役1名)で構成し、取締役の報酬及び指名等に関し、社外取締役

から独立した立場で適切な関与・助言を受けております。複数の社外取締役を選任した場合も、適切な関与・助言を得るべく体制を構築し、任意の指名委員会及び報酬委員会の設置についても今後の課題として検討を進めてまいります。

【補充原則4-11】

取締役会全体の実効性について分析評価を行っておりません。今後につきましては、監査役会の意見を反映しながら評価分析の仕組みを構築するように検討してまいります。

【原則5-2】

当社は、売上高及び売上高営業利益率を主要な経営指標としております。製品により収益性が異なるものの、経営環境の急激な変化に柔軟に対応するためには、複数の柱となる製品構成が必要であると考え、新製品の開発や新技術の検討など技術の研鑽に注力しています。また、次世代の人材育成には、新規学卒者の採用と即戦力となる中途採用をバランスよく実施するほか、派遣社員、パートタイムや嘱託社員も積極的に活用し、人材育成と組織の活性化に取り組んでまいります。今後については、経営体制の整備を進めるとともに、収益計画や資本政策の立案、経営資源の配分など、重要な経営課題と検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

当社は、研究開発、新規事業、製造、販売等の事業活動を行うにあたり、さまざまな企業との協力が必要になります。これらの事業活動において、取引関係の強化が企業価値向上に資すると判断した場合は、株式を保有する方針であります。保有の継続については、対象企業との事業関係、中長期的な企業価値向上や持続的な成長の可能性などを経営会議で検証し、営業活動、投資活動及び財務活動の観点から総合的に判断することとしております。また、議決権の行使については、当社への影響や事業の関係性を踏まえ、適切に行使してまいります。

【原則1-7】

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引を行う場合は、取締役会での承認を得ることとしております。このほか、主要株主との取引については、通常の一般的な取引同様に、会社や株主共同の利益を害することのないように、担当取締役等の事前確認及び必要に応じて取締役会に付議するなどの体制を整えております。

【原則2-6】

当社は、企業型確定拠出年金制度を導入し、制度を運用しておりますので、企業年金の積立金の運用は行っておりません。

【原則3-1】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、地域社会や産業社会の発展に役立つ会社として、様々なステークホルダーと誠意をもって接するとともに、信念を持って積極果敢に挑戦することを、企業理念に掲げ事業に取り組んでおります。当社の企業理念は次のとおりです。

- (1) 私達は、創意と工夫をもって新しい価値を創造し、社会の発展に貢献します
- (2) 私達は、会社を取り巻く全ての人々と誠意をもって協調し、会社の繁栄と全員の幸福との一致を追求します
- (3) 私達は、自らの責任を自覚し、英知と信念をもって可能性に挑戦します

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、産業社会の発展に貢献する「研究開発主導型モノづくり企業」としての社会的責任を自覚し、社業の発展と企業価値の向上を図ることが経営の最重要課題と位置付け、日々激変する経営環境下においても内部統制の充実を図り、コンプライアンスを重視した経営を貫くとともに、企業情報の適時開示を行うことによりステークホルダーへの説明責任を果たし、経営の健全性と透明性を常に確保できる経営体制の構築を目指すことを基本的な考え方としております。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬決定は、株主総会で決議された取締役の報酬限度額、会社業績や経済情勢、個々の職責および実績、過去の支給実績等を踏まえ総合的に判断するものとしております。この方針に基づき、取締役会で審議のうえ、決定しております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の選任については、的確かつ迅速な判断、責任感、リーダーシップ、知識や経験、適切にリスク管理など総合的に勘案し、会社の機能と各事業部門を調整するバランス能力を考慮し、取締役会で審議を行い適材適所の観点から選任することとしております。

監査役候補者の選任については、取締役の職務執行を監査するにあたっての豊富な経験、財務会計に関する知見、企業経営に関する知識、その他専門的な保有資格等を考慮し、取締役会で審議を行い、適材適所を総合的に勘案して選任しております。

取締役および監査役の解任については、役員就業規則等の定めに従い、当社の置かれている経営環境および業務執行状況を総合的に勘案し、取締役会で議論したうえで、必要に応じて判断してまいります。

5. 取締役会が上記を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役および監査役の選任理由については、招集通知に略歴を記載しております。また、社外役員につきましては、個々の選任理由を招集通知に記載しております。今後につきましても、選解任・指名についての説明は招集通知等を通じて行ってまいります。

【補充原則4-1】

当社は、取締役会で審議、決定すべき事項を取締役会規程に定め、法令、定款、取締役会規程に基づき運営を行っております。経営陣は、取締役会で決定した経営方針に沿って法令、定款、職務権限規程や稟議規程、その他社内規則を順守し業務執行を行っております。

【原則4-9】

「コーポレートガバナンスコードの各原則を実施しない理由」に記載してあります。

【補充原則4-11】

当社の取締役会は、技術・営業・管理にそれぞれ精通し、知識、経験、能力を適材適所に配置しております。定款には取締役の人数を8名以内と定めており、会社の規模や知識や経験、能力のバランスを考慮し、当社にとって最適となるように努めております。

【補充原則4-11】

社外取締役及び社外監査役の兼任状況につきましては、招集通知や有価証券報告書にて開示しております。社外役員の兼任については合理的な範囲になるように留意しております。

【補充原則4-14 】
取締役及び監査役は法的責任や役割を果たしうる人物を選任しており、社外役員以外の取締役及び監査役は、当社の技術、事業、組織、財務等を熟知した人物を選任しております。それぞれ必要な知識や情報収集は、外部セミナーや外部団体・他社との交流会などに参加し研鑽しております。必要に応じて管理部門が情報を提供する場合もあります。

【補充原則4-14 】
「コーポレートガバナンスコードの各原則を実施しない理由」に記載してあります。

【原則5-1】
当社は、IR担当役員を選任し株主や機関投資家等へのIR活動を行っております。株主等への回答内容は他の役員が閲覧できるよう管理しております。また、情報開示にあたっては、関連法規や社内規定を順守し、特にインサイダー情報管理に留意して行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
坪井 邦夫	120,000	8.77
伊藤 克己	115,073	8.41
新東工業株式会社	36,100	2.64
光通信株式会社	35,400	2.59
竹内 正規	33,500	2.45
斉藤 猛	30,200	2.21
安田 哲雄	28,100	2.05
坪井 啓明	25,000	1.83
坪井 進明	25,000	1.83
坂倉 茂	22,900	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高貝 亮	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高貝 亮	○	平成20年4月に浜松総合法律事務所を開業。平成24年6月に当社社外監査役に就任。平成28年6月に当社社外取締役に就任。	弁護士としての経験・見識が豊富であり、客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行できる。また、同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反するおそれがないため、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各監査役は、監査役会で決定した「監査職務の分担と計画」に基づいて監査を実施し、会計監査人による会計監査については、四半期ごとの決算監査に立ち会うほか、必要に応じて意見交換及び情報交換を行うなど、会計監査人と十分な連携を図りながら、効率的な監査を実施するとともに、会計監査人の監査に関する相当性の把握に努めております。

また、各監査役は、必要に応じて監査室が作成した「内部監査計画書」や「内部監査報告書」の内容を確認するとともに、必要に応じて監査室に指示して、監査役監査の補強を行うなど、監査全体の充実強化のための連携体制を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
片田 直樹	公認会計士													
岡本 英次	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片田 直樹	○	平成28年4月に片田会計事務所を開業。平成28年6月に当社社外監査役に就任。	公認会計士として専門知識を有しております。また、同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反するおそれがないため、独立役員として指定しています。
岡本 英次	○	平成21年12月に弁護士登録。平成28年6月に当社社外監査役に就任。	弁護士として専門知識を有しております。また、同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反するおそれがないため、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役へのインセンティブ付与に関する施策として、平成17年3月31日を行使期限とする「ストックオプション制度」を採用いたしました
が、諸事情により未行使にて期限切れとなりました。

今後のインセンティブ付与につきましては、取締役の今後の報酬体系について現在見直し中であり、見直した結果に基づいてインセンティブの付
与を実施するか否かを判断することとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて、取締役及び監査役別に報酬総額を開示するとともに、社外役員の報酬総額を別記しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、取締役の職責に基づき基本報酬の範囲を定め、年間予定支給額を固定額の基本報酬としております。
また、報酬額の決定については、会社業績や経済情勢、個々の職責及び実績、過去の支給実績等を踏まえ、取締役会で審議のうえ決定して
おります。

なお、取締役の報酬等の決定方針につきましては、令和3年2月10日開催の取締役会において以下のとおり決議しております。

(役員報酬等の基本方針)

役員が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定方針は以下のとおりとする。

- (1) 当社の企業理念の下、様々な利害関係者と持続的かつ安定的な成長を図る上で、適切な利益を共有する報酬制度とする。
- (2) 各々の役員が担う役割、責任及び成果に応じた報酬制度とする。
- (3) 当社の経営環境や業績の状況を反映した報酬制度とする。
- (4) 社会情勢及び役員報酬等の調査データを踏まえ、報酬体系、報酬水準の改訂を適切に行い、競争力のある報酬制度とする。
- (5) 過度なリスクテイクを抑制しつつ、短期のみならず中期・長期的な業績向上並びに企業価値向上に資する報酬制度とする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役の職務を補助する専従スタッフは配置しておりませんが、社外監査役がその職務を補助すべき担当者を必要とする
ときは、監査室に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとしております。

また、取締役会の開催に際しては、基本的に関係資料を事前に配付のうえ必要に応じて事前説明を行うこととしております。その他の重要と認
められる事案及び情報については、適時かつ適切に状況の説明あるいは伝達を行い、経営監視機能の確保に努めております。

社外監査役が取締役及び使用人(以下「報告義務者」という。)からの報告を求める際は、監査役会にて報告義務者から報告を受けるべき事項
を決定し、報告義務者へ通知した後、報告義務者は、要請された報告事項について取締役会及び経営会議で報告することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、取締役5名(うち、社外取締役1名)で構成し、経営方針及び経営の重要事項を決定するほか、各部門長の業務の執行状況
を管理・監督する機関として位置付け、毎月1回経営会議を開催し、各部門長からの報告に基づいて重要案件の審議等を行っております。

各監査役は、取締役会、経営会議及びその他の重要な会議に出席するほか、監査役会で決定した「監査職務の分担と計画」に基づいて監査を
実施し、その結果を監査役会で報告・審議したうえで監査役会監査報告書にとりまとめております。

取締役報酬の決定に際しては、原則として毎年3月に開催予定の取締役会において、内規に基づき審議のうえ決定することとしております。

また、必要に応じて定時株主総会終了後に開催される取締役会において、内規に基づき審議のうえ報酬額を決定することとしております。

監査役報酬につきましても、原則として毎年3月に開催予定の監査役会において、審議のうえ決定することとしております。また、必要に応じて
定時株主総会終了後に開催される監査役会において、審議のうえ報酬額を決定することとしております。

当社の監査証明に係る業務を執行した公認会計士は、松島達也氏及び鈴木啓市氏の2名であり、ときわ監査法人に所属しております。

なお、当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士6名及びその他1名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、迅速で的確な経営の意思決定を行うとともに、健全で実効性のある監査体制の構築を図るため、現在の経営体制を採用しております。業務執行については、機能別組織を採用しております。組織構成とし、事業推進室長、技術部長には開発・製造に関する責任と権限を与え、同時に、営業部長、管理部長にはそれぞれの業務執行に関する責任と権限を与えております。

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しており、経営会議等の重要会議に出席するほか、稟議書・報告書の閲覧等により会社全般の経営状況を把握しており、経営監視機能の客観性、中立性を確保するとともに、必要に応じて外部専門家(弁護士、会計士、税理士等)の助言を受けており、現段階では適切な業務執行に支障がないと判断しております。

以上の組織体制は、当社の規模、業種、事業内容、業績、人材、業界動向等の状況を総合勘案のうえ、現状において最も適した組織体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社の第51回定時株主総会は、令和2年6月19日の開催であり、株主総会集中日を避け、より多くの株主の皆様にご参加いただけるよう午後2時からの開催といたしました。 また、株主総会終了後には希望者に対して主要製品の説明会を実施するなど、当社の業務をより一層理解していただけるよう透明性の向上を意識した株主総会等の企画運営を目指しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ上に「IR情報」という項目でIR用サイトを設定しております。(https://www.pulstec.co.jp/ir/)このIRサイトでは、「パルステック工業の概要」「業績推移」「決算短信」「株主総会関係」「電子公告」「プレスリリース」「ニュース」「IRスケジュール」「株式情報」の項目に分け、決算情報(業績推移・決算短信)や決算補足説明資料(Financial Data Book)、決算情報以外の適時開示資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動に関する事項は、当社のIR担当役員(情報取扱責任者/取締役管理部長 工藤孝史)の指示のもと、管理部においてIR関連資料の作成、企業情報の適時開示及び投資家等への説明に関する実務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	本社においてISO-14001の認証を取得し、法令遵守、省エネ・省資源、産業廃棄物の削減やリサイクル活動の推進はもとより、行政や地域住民と協調し「浜名湖クリーン作戦」に参加したり、交通安全キャンペーンに協賛するなど環境保全活動や交通安全運動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、倫理基準として「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を作成し、ステークホルダーに対する情報提供の取扱い方法や想定し得る様々な状況における具体的な対応方法を定めるとともに、インターネットによるステークホルダーへの情報開示と社内システムによる社員への周知徹底を図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月に会社法に基づく内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、当該方針に基づき内部統制システムを構築するほか、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムにつきましても、財務報告の信頼性を確保するために必要な仕組みを整え、適切に運用しております。

内部統制システムの運用状況につきましては、監査室において内部統制システムに関する監査計画を立て、当該計画に基づき監査を実施するとともに、監査結果に基づき、必要に応じて是正要求を行うほか、監査役会、監査法人との意見交換を行うなど、連携を密にしてレベルアップを図ることとしております。

また、当社社員の行動基準として「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を制定し、全社員がいつでも確認できる体制を整えることによりコンプライアンスに関する意識の向上と、適正な企業風土の醸成に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民及び地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で対応するとともに、一切の係わりをもたないとする考え方を基本としております。

また、静岡県警を母体とした「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、当局や近隣の企業と連携することにより、反社会的勢力の動向に関するタイムリーな情報を入手するとともに、具体的な防衛手段の構築に努めております。

なお、反社会的勢力から何らかの働き掛けがあった場合は、管理部長に情報を集約し、組織にて対応することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、会社法、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報開示を適時、適正かつ公正に行うとともに、当社の判断により情報開示が有効であると判断した場合は、迅速な情報提供に努めております。

情報開示の判断については、各部門から受けた情報を、情報取扱責任者であるIR担当役員が情報開示の判断を行うとともに、適時開示が必要と判断された情報は、取締役会の承認後、速やかに開示を行うこととしております。

【参考資料：コーポレート・ガバナンス体制模式図】

